

令和5年4月1日

介護職員等の処遇改善加算制度の取り組みについて

社会福祉法人愛和会では介護職員に対し、給与や職場環境の改善等を行うことにより、「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しています。

さらに介護職員等に対し、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を取得し、更なる処遇改善に取り組んでいます。

なお、「介護職員等特定処遇改善加算」で取り組む職場環境改善の取組は以下のとおりです。

1 入職促進に向けた取組

- 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

2 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動

3 両立支援・多様な働き方の推進

- 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度等の整備
- 有給休暇が取得しやすい環境の整備

4 腰痛を含む心身の健康管理

- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

5 生産性向上のための業務改善の取組

- タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労

務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化

6 やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

介護職員等特定処遇改善について

特定処遇手当支給条件

- ・①経験・技能のある介護職員 ②その他の介護職員 ③その他の職種
- ・①②③の職員の特定処遇改善手当の額が4:2:1となるよう配分する。
- ・特定処遇改善加算の増減により支給額の変更あり。
- ・年度末において調整を行うこともある。

①経験技能のある介護職員（正職員）（嘱託職員）（常勤パート）	
1.当法人で勤続10年以上の介護職員	【月額】
2.介護福祉士の資格を有する者	23,000円
②その他の介護職員（正職員）（嘱託職員）（常勤パート）	
1.介護福祉士資格取得者で10年未満の介護職員	【月額】
2.無資格の介護職員	10,000円
③その他の職種	
1.①②以外のすべての職種の職員	【月額】
2.年収440万円以上の職員には支給しない	5,000円

※非常勤職員は、上記金額を勤務時間に応じて按分して支給する(①②③共通)。